

令和6年度第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年7月10日(水)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開会 令和6年7月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳	2番 石井 裕	3番 上野 美登
5番 吉田 一明	6番 池上 一也	7番 宮本 静子
8番 坂本 敦子	10番 上田 正三	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4番 菊本 耕二	9番 坂井 隆浩
----------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局 局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局 書記	浦田 慶広
農林水産課 課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 議案第 1 1 号 長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について
- ・ 議案第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 1 4 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 1 5 号 令和 6 年度田畑売買等について

その他

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼 おはようございます・・・。着席

それでは、ただ今から令和6年度第4回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは、梅雨に入り、雨かなあずつと雨かなあと思っているとたまに暑い天気やってくると。また、今日から雨の予定だったんですけど、今日もまあ曇りがちですけども、7月並の暑さと、外で作業をされる方には体には充分注意して作業していただければと思います。後1週間程で天気の予想では、梅雨明けと。ラジオでもよく聞きます。そういうふうになればですね、意外ともカラッとしてくるんじゃないかと思います。

それでは令和6年度第4回長洲町農業委員会定例総会を始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は4番 菊本委員 9番 坂井委員から欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入りたいと思います。本日の提出議案は、

議案第11号 長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計画(案)について

議案第15号 令和6年度田畑売買等について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は5番 吉田委員 6番 池上委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

では、議事にはいります。1ページです。「議案第11号 長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第11号 長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について次のとおり提出いたします。農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき農地利用最適化推進委員を委嘱する必要がある場合がございます。議案書の1ページ、説明資料の1ページを併せてご覧ください。なお、候補者につきましては、令和6年6月24日に開催いたしま

した、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果を踏まえております。

それでは、委嘱を予定する候補者を読み上げます。

六栄区域 藤井 豊（ふじい ゆたか）さん、以上、1人を長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することについてお諮りするものでございます。

なお、議決を頂いた際には、令和6年7月10日本日付から委嘱することとし、任期満了は皆様と同じ令和8年10月30日までとなっております。以上、議案第11号の説明を終わります。

（中嶋会長）

はい。ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

ありません。の声あり

（中嶋会長）

はい、なければ採決をいたします。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定し、令和6年7月10日より委嘱することに決定いたします。

（吉田事務局長）

それでは、引き続き、ここで、委嘱状の交付を行います。それでは、本人さんに来ていただいておりますので、藤井 豊（ふじい ゆたか）さんご入室をお願いします。

※中嶋会長より藤井最適化推進委員へ委嘱状交付 → 交付終了後

（吉田事務局長）

それでは、新しく六栄区域の農地利用最適化推進委員となられました藤井 豊（ふじい ゆたか）さんに自己紹介も兼ねて、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

（藤井委員）

はい、宮野の立野区になりますけれども、藤井 豊と申します。米だけの耕作で3丁4反くらい姉が亡くなった後 兼業農家でやって定年後 今 専業農家でやっております。よろしくをお願いします。

（吉田事務局長）

ありがとうございます。藤井最適化推進委員におきましては、あちらにおせきを用意しておりますので、このまま農業委員会定例会へ出席していただきます。それでは、席におかけください。

（中嶋会長）

議事に入ります。2ページです。「議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 2 ページから 5 ページ、受付番号が 11 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 2 ページから 3 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の持分の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 1,093 m²、農作業歴約 30 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するという事です。機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラ 1 台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から車で約 5 分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事でございます。

以上、受付番号 11 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 5 番 吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

はい。現地を確認してきました。何も問題ありません。池上推進委員の近くっていいことありますし、譲受人もよく知っている方なので、何も問題ないかと思っておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の池上推進委員にご意見を伺います。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。この農地は、譲受人の方もよく知っている方で、何も問題ないかと思っております。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ちょっと私からよかでしょうか。これは、4 人の名義ば 1 人に替えなはったというだけですか？

(事務局/松岡)

4 分の 1 ずつの名義にしてたのを、娘さん達も嫁がれて、今後のことを考えて自分名義の

農地にしたいという相談を受けて、さっき説明があった内容でしたので、3条の方で受け付けて今回議案として提出したという流れです。

(中嶋会長)

他に質問はございませんでしょうか。なければ採決をいたします。議案第12号 受付番号11番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号11番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。6～7ページです。議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の8・9ページ、受付番号4番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、役場の南東側国道501号線沿いになります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の4ページから6ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、介護施設拡張のための贈与による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種・第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和6年9月1日より着工予定、令和7年3月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、配置図により花壇及び遊歩道として適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土地の造成等はなく、遊歩道、花壇の整備のため土砂の流出が発生するような心配はなく、万が一、周辺農地に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。その他、給水・生活雑排水及び汚水はなく、雨水については自然浸透ということになります。

以上、受付番号4番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の7番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

はい。7番の宮本です。現地を見に行きましたところ、北側のフェンス側から見せていただきました。別に介護施設で花壇とか遊歩道に使われるということで何も問題ないかと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員にご意見を伺います。

(濱崎推進委員)

はい。推進委員の濱崎です。今 委員が説明された通り、何も問題はないかと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

よろしいでしょうか。なければ採決をします。議案第13号 受付番号4番について原案とお。許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第13号 受付番号4番は原案のお。許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。10ページです。受付番号5番を議題といたします。事務局より説明を求めま。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の10・11ページ、受付番号5番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のお。申請地は、長洲分署の東側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の8ページから10ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、敷地拡張のための使用貸借権の設定となってお。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域(第1種住居地域)であるため第3種農地であり、原則許可となってお。資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了してお。したので、顛末書を提出をいただいております。

計画面積の妥当性につきましては、車庫、物置として整備済で既に利用しており適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、事業完了済であり、周辺農地への影響はございません。その他、給水、生活雑排水及び汚水なく、雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の3番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

はい、3番の上野です。こちらは、もう既に屋根が付いた立派な駐車場があります。元々はなすび農家さんでそこになすびを作ってたのを私覚えているんですけども、これは親子での親族関係なので、元々は家の北側に車を止めてあったんですけど、いつか勝手に作られてたということなんですけど、後で申請せなんとは、知らなかったという事だったんで、まだまだ周知されてないんだなあと順番を追ってせなんことがあるっていうのが、見受けられますので、地元の地区でもそういった説明をしていかないといけないのかなあと思います。ここに関しては事業が完了しておりますので、特に問題ないかと思います。審議のほどよろしくお願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

(福本推進委員)

推進委員の福本です。今 説明がありました通りですね、譲受人と譲渡人は 親子関係ですので、何ら問題はないかと思います。それで、写真を見てもらうとわかりますように、壁のない車庫ですので、建ててもいいという、壁があると申請せないかんという、物置もナフコから持って来てもらって建てて 別に大工さんの工事も必要なかったんで、申請とか必要なのが知らなかったということです。何ら問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

(委員)

質問ですけど、今 親子関係の土地に車庫とか物置を建てられていますので、何も問題ないと思いますけど、何か問題があるんでしょうか。

(吉田事務局長)

農地だからです。本人さんは、気づいてなかったんですけど、無断転用みたいな形になってましたので、今後 土地をきれいにするということで、きちんと農転をかけとくという所で、そうすると所有者もかえられるし、さっきも言いましたように、建物を建てられるときには建築確認も農地では出来ませんので、申請されたみたいで。

(委員)

地目は畑で実際は雑種地？

(事務局／松岡)

ですから 地目上は 農地なんです、畑 でも、現況はこれ見る限り雑種地なので、そこにずれが生じておりますので、さっき話があったとおり基本的に農地の上に建物は建てられませんので、そういった手続きがいる中で、福本委員がおっしゃった通り 基礎も作らないし、横壁もないからという判断でされてたと、ただ本来ならばこういったきちんと地目を変えて工作物を建てていくというのが農地法上のルールなってるものですから、今回顛末書という形を出していただいてきちんとした形で農地から雑種地に変えるという手続きが、まあ本来は逆なんですけど、ちょっと今回事後になったという経緯になります。

(委員)

これは、町から指導かなんかあったわけ？

(事務局／松岡)

いえ、こういった農地は町内いっぱいあるかと思いますが、今回おそらく銀行の方からいろいろ話があって、今回抵当権とか設定されてる中で、農地になってるものですから、うちとするならばきちんと地目を変えて欲しいと、ただ変えるにはこういった手続きが必要です。という形で議題に上がったという流れで、ございます。

(中嶋会長)

他に質問等はございませんでしょうか。

(委員)

今のでちょっと聞きたいんですけど、駐車場になつとるところがあるんですけど、聞いたら役場の方には言っていると、言われるんですけど・・・

(事務局／松岡)

うちからすると そういった事は口頭では言えない。農業委員会の立ち位置とするならば、農地を守っていかに農地を有効活用していくというのが、この農業委員会の本来の目的でありますので、だからこそ 荒れた農地をきちんと使ってくださいだとか、若しくは荒れた農地で機械が入らない、もう今後厳しいという所は、非農地化して山林とか原野に変えてくださいだとか、農地を守り且有効活用という形で皆さんの立ち位置があるかと思うので、町から農業委員会にそういった相談があっても、それは認められないという回答しか出来ないはずなんですよ。言ったの言わないのですので、私はわからないんですが、一応農業委員会の立ち位置からすると、農地ばってん駐車場として使ってよくなって口で言われてよかよってという事は、まず、ありえません。

(委員)

今度 土地の調査の時に こがんなつとるけんがどがんとつとって聞いたら、いや町には言うとるけんが、つて言われたけんが・・・

(事務局／松岡)

ただ、併せて皆さんにお伝えしたいのは、地目は畑 現況が駐車場になってたりしてる所

が点在しているかもしれませんが、1筆調査で見ていただくんですが、税金に関しては現況主義ですので、宅地又は雑種地並みの評価で課税はしてあるんじゃないかなと思います。農地の方が安いんですけど、現況が宅地みたいになってると課税に関してはそういった取扱いになってる場合が多いですね。役場が言いよったというのがよく分からないんですが、ここではそういうことは言えませんので、まず、転用をしていただきたいと思います。

(中嶋会長)

他に質問はございませんでしょうか。なければ採決をいたします。議案第13号 受付番号5番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号 受付番号5番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。12ページです。受付番号6番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の12・13ページ、受付番号6番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、役場の北西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の12ページ・13ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、給排水管理設用地のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域(第1種住居地域)であるため第3種農地であり、原則許可となっております。資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性及び計画面積の妥当性につきましては、配管工事は既に完了しており、境界明示のコンクリートブロック工事のみであるため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、境界明示のコンクリートブロック工事のみであるため、周辺農地への影響はございません。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透ということになります。

以上、受付番号6番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農

業委員の 8 番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

8 番 宮本です。現地を見に行きました所、周りは住宅地になっておりまして、少し家庭菜園とかに使用されてるところもありましたけど、何ら問題ないと思われまして、よろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

はい。推進委員の濱崎です。何ら問題ないと思われまして。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

写真で見て、手前かな？先かな？

(事務局／松岡)

先です。すみません。フェンスの奥です。当時、建築する時に高さがあるんですけども、自分ちの敷地内じゃなくて、下のこの農地を使って配管を埋設していたというのが、建築当時にされていたことで、もう埋設して現状としては、家庭菜園といいますか、ちょっとした農作物を作っていたらしゃるってというような状況です。しかしながら いくら埋設といえ、近所の方の農地を借りているということでしたので 今後やっぱりきちんとここは地目を変えてここは配管が通ってるから自分の敷地にした方がいいだろうという相談がありましたので、今回資料を出していただいているという状況です。

(中嶋会長)

他に質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 13 号 受付番号 6 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 13 号 受付番号 6 番は原案のとおり許可相当とし県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。14 ページです。受付番号 7 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の 14・15 ページ、受付番号 7 番がとなります。申請人、申請地

の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、腹赤小学校の西側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の11ページから12ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、宅地分譲地（6区画）販売による売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域（第1種住居地域）であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和6年8月10日より着工予定、令和6年12月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、宅地分譲地（6区画）建設によるもので、各区画において非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、工事を行う際には周辺に迷惑がないよう隣地との境界にはブロックを設置し土砂が流出しないよう対応する。万が一、近隣に被害が生じた場合には申請者の責任において速やかに解決を行うこととございます。その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は敷地内に雨水枡を設け、道路側溝に放流という事とございます。以上で説明を終わります

（中嶋会長）

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明ですが、菊本委員は本日欠席です。現地を確認したところ問題はないとの報告を受けております。

（中嶋会長）

推進委員の福田推進委員にご意見を伺います。

（福田推進委員）

推進委員の福田です。譲渡人と消防団との間で日頃から話し合いがあつてたみたいですが、譲渡人曰く 後継者がいないということと、高齢のために管理ができないという事でしたので、別に問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

（中嶋会長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局と担当推進委員さんより説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

（ありません）の声あり

（中嶋会長）

はい、ありがとうございます。なければ採決をいたします。議案第13号 受付番号7番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 13 号 受付番号 7 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。16 ページです。「議案第 14 号 農用地利用集積計画 (案) について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 14 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、17 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。18 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、19・20 ページ 賃借権 40 件 81 筆 94,251 m²、21 ページ 使用貸借権 23 件 33 筆 26,449 m²、22 ページ 期間借地 1 件 1 筆 474 m²となっております。

以上、議案第 14 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

続きまして、議事に入ります。23 ページです。「議案第 15 号 令和 6 年田畑売買価格等について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 15 号 令和 6 年「田畑売買価格等について審議する必要があるでございますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。

議案書 24 ページから 31 ページ、令和 6 年田畑売買価格等についてということで、農業委員会系統組織における基礎資料の一つとして毎年、田畑の売買等に関する調査が実施されております。今回、令和 6 年田畑売買価格等についてご審議いただきたいと思います。調査票につきましては、現在の長洲町の旧町村名にて作成する必要があるございまして、議案書の 24、25 ページが旧六栄村、26、27 ページが旧腹赤村、28、29 ページが旧長洲町、30、31

ページが旧清里村の4地区となっております。

調査項目につきましては、Ⅰ、耕作目的の売買価格として、農用地区域の田畑、農用地区域外の田畑に分かれております。各項目につきましては、基準となる筆を設定し、固定資産評価額と大まかな売買価格を記載しております。

つづきまして、Ⅱ、使用目的変更（転用）売買価格につきましては、令和5年に転用申請のあったものにつきまして、売買価格を参考に記載しております。

あくまで、売買価格はこれまでの平均的なものであり、実際は売買の当事者間で決められておりますので、参考程度という程度のご認識で思っておいてください。簡単ですけど、以上で、議案第15号の説明を終わります。

（中嶋会長）

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（委員）

今 田んぼに水張りせんとダメっていうのがありますが、あれはどこに言うとよかったですか。

（馬場補佐）

どこに言うとよかっていうのは、農林水産課の窓口に言うてもらいとよかですけど、長洲町農業再生協議会という協議会が農林水産課の中にございますので、その中に言うてもらいといいんですが、事務局が一人ですので、農林水産課の方にお伝えしていただければ、現地確認等を行うようにしています。

（委員）

水張りを必ず一か月間っていうのは、いつでもいいんですか。

（馬場補佐）

いいえ 決まっています。4月から9月までが原則です。その中の35日以上です。

（中嶋会長）

他にありませんか。なければ、事務局の方から何かありましたら、よろしく願いいたします。

1 報酬明細の配布について

- 2 名札と名刺の配布及び腕章について
- 3 研修会の案内について
- 4 農業者年金加入活動及び全国農業新聞購読勧誘について
- 5 農地利用状況調査進捗状況及びタブレットの更新について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和6年度第4回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前11時15分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印